

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」に係る  
意見聴取の実施方法について（岩手県）

1. 意見聴取の対象となる施設

サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱（平成27年4月9日付国住心第228号）第4一号に規定する事業。以下、「補助事業」という。）において、国の補助を受けようとするサービス付き高齢者向け住宅及び併設施設であって、平成28年1月1日以降に交付申請を行うもの。

2. 意見聴取先

整備するサービス付き高齢者向け住宅及び併設施設が立地する市町村のうち、意見聴取を必要とする以下の市町村

宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

※これ以外の市町村に設置する場合、市町村意見聴取手続きはありません。

3. 意見聴取手続き（予定地が宮古市、花巻市、一関市、釜石市、西和賀町の場合（建設予定の市町村が要意見聴取手続きでありかつサ高住登録主体の場合））

（1）事業者は市町に「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書」を提出する（必要に応じて提出前に事前相談）。

【提出書類】

- ・意見聴取申請書
- ・添付書類（「計画概要」、「周辺見取図」、「（必要に応じて）公共交通機関へのアクセスや医療機関・介護施設等との連携状況が分かる書類（注）」）

（注）医療機関・介護施設との連携

入居者の介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療機関・介護施設との適切な連携が図られているか。例えば、徒歩圏内に医療機関・介護施設があるか、または、協定の締結等を通じて近隣の医療機関・介護施設により、入居者の求めに応じて、医療・介護サービスを受けることができるか、など。

（2）（1）を受けた市町村は、回答書を事業者に送付するとともに、回答書の写しを県建築住宅課に送付する。

（3）県建築住宅課は、事務事業者（サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局）に回答書の写しを送付する。

4. 意見聴取手続き（予定地が北上市、久慈市、遠野市、陸前高田市、八幡平市、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町の場合）

(1) 事業者は県建築住宅課に「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村意見聴取申請書」を提出する（必要に応じて提出前に市町村に事前相談）。

**【提出書類】**

- ・意見聴取申請書
- ・添付書類（「計画概要」、「周辺見取図」、「（必要に応じて）公共交通機関へのアクセスや医療機関・介護施設等との連携状況が分かる書類（3.（1）参照）」）

※広域振興局土木部・土木センターが受領した場合は、県建築住宅課に転送する。

※市町村に提出があった場合は、そのまま市町村が受領する。

(2) 県建築住宅課は市町村に意見の照会を行う。

(3) 照会を受けた市町村は、回答書を県建築住宅課に送付する。

(4) 県は市町村から送付のあった回答書を事業者に、その写しを事務事業者（サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局）に送付する。

5. 留意事項

(1) 意見聴取結果の事業者への回答は、窓口で申請書を受理してから原則14日間以内に行うものとする。

(2) その他（市町村が意見を述べる際の観点など）、「サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について（依頼）」（平成27年6月30日国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡）、「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護サービスとの連携の推進について」（平成29年8月28日老高発0828第2号国住心第181号）参照のこと。